

**26 福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件**  
(平成22年(セ)第2・9号事件)

**(1) 事件の概要**

平成22年4月28日、福岡県遠賀町等の住民2人から、福岡県、遠賀町、遠賀町農業委員会、遠賀中間地域広域行政事務組合を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人県らの不適切な指導監督等のため、申請外会社が運営していたペット火葬場の操業に伴う煙、悪臭、騒音により、申請人らに健康被害等が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して損害賠償金合計4,300万円等の支払を求めるものである。

同年10月25日、同事件に関連して、同事件申請人らより、新たに福岡県知事外3名を被申請人として、連帯して損害賠償金合計2,470万円等の支払を求める申請があった(平成22年(セ)第9号事件)。

**(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。